

「日本専門医機構 救急科専門医更新基準」新旧対照表

改定前 (2018年10月版)	改定案																																												
<p>P1</p> <p>過去 5 年間で診療した救急搬送もしくは集中治療管理を行った患者の診療日時、年齢、性別、病名、治療法、診療施設名、責任者氏名を、合計 100 件以上「救急診療活動一覧表 (救急搬送受入)」(様式 2-1) に記載して提出してください。</p>	<p>P1</p> <p>過去 5 年間で診療した救急搬送もしくは集中治療管理を行った患者等^①の診療日時、年齢、性別、病名、治療法、診療施設名、責任者氏名を、合計 100 件以上「救急診療活動一覧表 (救急搬送受入)」(様式 2-1) に記載して提出してください。</p>																																												
<p>P3</p> <table border="1" data-bbox="161 658 791 1272"> <thead> <tr> <th></th> <th>専門医共通講習内容</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>医療倫理 (必修項目: 5 年間に 1 単位以上)</td> <td rowspan="8">1 単位/時間 2 時間以上 には 2 単位</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>感染対策 (必修項目: 5 年間に 1 単位以上)</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>医療安全 (必修項目: 5 年間に 1 単位以上)</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>医療事故・医療法制</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>地域医療</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>医療福祉制度</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>医療経済</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>上記以外で専門医としての人間性並びに社会性向上に資する講習 (2018 年 3 月までに開催された指導医講習は共通講習として認められる)</td> </tr> </tbody> </table>		専門医共通講習内容	単位	①	医療倫理 (必修項目: 5 年間に 1 単位以上)	1 単位/時間 2 時間以上 には 2 単位	②	感染対策 (必修項目: 5 年間に 1 単位以上)	③	医療安全 (必修項目: 5 年間に 1 単位以上)	④	医療事故・医療法制	⑤	地域医療	⑥	医療福祉制度	⑦	医療経済	⑧	上記以外で専門医としての人間性並びに社会性向上に資する講習 (2018 年 3 月までに開催された指導医講習は共通講習として認められる)	<p>P3</p> <table border="1" data-bbox="823 658 1442 1375"> <thead> <tr> <th></th> <th>専門医共通講習内容</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>医療倫理 (必修項目: 5 年間に 1 単位以上)</td> <td rowspan="10">1 単位/時間 2 時間以上 には 2 単位</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>感染対策 (必修項目: 5 年間に 1 単位以上)</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>医療安全 (必修項目: 5 年間に 1 単位以上)</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>医療制度と法律</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>地域医療</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>医療福祉制度</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>医療経済</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>臨床研究・臨床試験</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>両立支援 (治療と仕事)</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>上記以外で専門医としての人間性並びに社会性向上に資する講習 (2018 年 3 月までに開催された指導医講習は共通講習として認められる)</td> </tr> </tbody> </table>		専門医共通講習内容	単位	①	医療倫理 (必修項目: 5 年間に 1 単位以上)	1 単位/時間 2 時間以上 には 2 単位	②	感染対策 (必修項目: 5 年間に 1 単位以上)	③	医療安全 (必修項目: 5 年間に 1 単位以上)	④	医療制度と法律	⑤	地域医療	⑥	医療福祉制度	⑦	医療経済	⑧	臨床研究・臨床試験	⑨	両立支援 (治療と仕事)	⑩	上記以外で専門医としての人間性並びに社会性向上に資する講習 (2018 年 3 月までに開催された指導医講習は共通講習として認められる)
	専門医共通講習内容	単位																																											
①	医療倫理 (必修項目: 5 年間に 1 単位以上)	1 単位/時間 2 時間以上 には 2 単位																																											
②	感染対策 (必修項目: 5 年間に 1 単位以上)																																												
③	医療安全 (必修項目: 5 年間に 1 単位以上)																																												
④	医療事故・医療法制																																												
⑤	地域医療																																												
⑥	医療福祉制度																																												
⑦	医療経済																																												
⑧	上記以外で専門医としての人間性並びに社会性向上に資する講習 (2018 年 3 月までに開催された指導医講習は共通講習として認められる)																																												
	専門医共通講習内容	単位																																											
①	医療倫理 (必修項目: 5 年間に 1 単位以上)	1 単位/時間 2 時間以上 には 2 単位																																											
②	感染対策 (必修項目: 5 年間に 1 単位以上)																																												
③	医療安全 (必修項目: 5 年間に 1 単位以上)																																												
④	医療制度と法律																																												
⑤	地域医療																																												
⑥	医療福祉制度																																												
⑦	医療経済																																												
⑧	臨床研究・臨床試験																																												
⑨	両立支援 (治療と仕事)																																												
⑩	上記以外で専門医としての人間性並びに社会性向上に資する講習 (2018 年 3 月までに開催された指導医講習は共通講習として認められる)																																												
<p>P4</p> <p>⑨日本 DMAT 事務局主催 「日本 DMAT 隊員養成研修」「統括 DMAT 研修」 「NBC テロ研修」「災害医療従事者研修」「DMAT 技能維持研修」「DMAT インストラクター研修」 4 単位/回</p>	<p>P4</p> <p>⑨DMAT 関連研修 「日本 DMAT 隊員養成研修」「統括 DMAT 研修」 「NBC テロ研修」「災害医療従事者研修」「DMAT 技能維持研修」「DMAT ロジスティックチーム隊員養成研修」 1 単位/日</p>																																												
<p>P4</p> <p>日本集団災害医学会、日本神経救急医学会</p>	<p>P4</p> <p>日本集団災害医学会、日本小児救急医学会、日本神経救急医学会</p>																																												

<p>P4</p> <p>*5 災害医療に関する Off-JT の例：MIMMS、MCLS、DMAT、ADLS など</p> <p>*6 急性内因性疾患・集中治療に関する Off-JT の例：JMECC、AMLS、FCCS、MCCRC、PFCCS など</p>	<p>P4</p> <p>*5 災害医療に関する Off-JT の例：MIMMS、MCLS、DMAT、ADLS など</p> <p>*6 急性内因性疾患・集中治療に関する Off-JT の例：JMECC、AMLS、FCCS、MCCRC、PFCCS など</p>
<p>P5</p> <p>*7 ABLIS、ISLS、日本航空医療学会主催ドクターヘリ講習会、ALSO、BLISO、日本集中治療医学会エコーハンズオンセミナー、ENLS、JTAS、PNLS、PEEC、FOCUS、PUSH コース指導者養成講習会、PUSH リニューアルコース、PECEP、JHN-POCUS、J-CIMELS、日本臓器移植ネットワーク主催(学会との共催も含む)の研修会(セミナー)、急性中毒診療、精神科救急、超音波検査などに関する Off-JT</p>	<p>P5</p> <p>*7 ABLIS、ISLS、日本航空医療学会主催ドクターヘリ講習会、ALSO、BLISO、日本集中治療医学会エコーハンズオンセミナー、ENLS、JTAS、PNLS、PEEC、WINFOCUS、PUSH コース指導者養成講習会、PUSH リニューアルコース、PECEP、JHN-POCUS、J-CIMELS、日本臓器移植ネットワーク主催(学会との共催も含む)の研修会(セミナー)、急性中毒診療、精神科救急、超音波検査などに関する Off-JT</p>
<p>P5</p> <p>記載なし</p>	<p>P5</p> <p>*8 ワークショップやシンポジウムによる講習は、「本学会側(日本救急医学会 教育研修統括委員会)から、学術集会側に向けて領域講習として依頼するもの」が対象となります。</p>
<p>P5</p> <p>医療事故調査制度における外部委員や裁判等に対する意見書作成などの活動</p> <p>1~4 単位/年度</p>	<p>P5</p> <p>医療事故調査制度における外部委員、あるいは裁判等に対する意見書作成などの活動</p> <p>1~4 単位/事例</p>
<p>P6</p> <p>記載なし</p>	<p>P6</p> <p>救急電話相談事業(#7119 など)における相談医は1回の勤務につき1単位算定できます</p>
<p>P6</p> <p>*7 医療事故調査制度に於けるセンター調査や院内事故調査の外部委員を行った場合や裁判等に対する意見書の作成活動などについては仕事量に応じて1年度につき1~4単位を算定します。</p>	<p>P6</p> <p>*7 医療事故調査制度に於けるセンター調査や院内事故調査の外部委員を行った場合や裁判等に対する意見書の作成活動などについては仕事量に応じて1事例につき1~4単位を算定します。</p>

<p>P6 記載なし</p>	<p>P6 単位を証明する書類について 会員管理システムにて単位取得を証明する書類の管理が可能になるまでは、項目 ii) iii) iv) について、更新申請時に証明書類を提出いただく必要はありません。ただし、無作為に抽出された申請者は単位取得を証明する全資料を提出してください。</p>
<p>P7 日本集団災害医学会</p>	<p>P7 日本集団災害医学会</p>
<p>P8 I. 特段の理由（国内外の研究留学、病気療養、妊娠、出産、育児、介護、災害被災、事故、管理職就任、公的機関への出向など）のために専門医の更新ができない場合の対応においては各専門医が事情に応じて以下の方法のいずれかを選択することができます。</p> <p>I-1. 専門医としての活動や自己学習が完全にできない期間があり、更新が困難になると予想できる場合：活動休止申請書（開始、終了期日を記載）と理由書を提出し、救急科領域専門医委員会と専門医認定・更新部門委員会の審査と承認を経て専門医活動の休止が認められます。</p>	<p>P8 I. 休止（休止期間中は専門医資格が喪失します） 特段の理由（国内外の研究留学、病気療養、妊娠、出産、育児、介護、災害被災、事故、管理職就任、公的機関への出向など）のために専門医としての活動や自己学習が完全にできない期間があり、更新が困難になると予想できる場合：活動休止申請書（開始、終了期日を記載）と理由書を提出し、救急科領域専門医委員会と専門医認定・更新部門委員会の審査と承認を経て専門医活動の休止が認められます。</p>
<p>P8 I-2. 所定の期間に更新基準を満たすことができない場合更新猶予を選択することができます：救急科領域専門医委員会および専門医認定・更新部門委員会で審査／承認された場合 1 年間更新を猶予することができます。更新期限を過ぎる前に更新猶予の申請をしてください。猶予期間中も専門医資格を維持できます。この場合通常 5 年の所を 6 年目で更新できることになります。その後は 5 年ごとの更新となります。</p>	<p>P8 II. 更新猶予（専門医資格は喪失しません） 所定の期間に更新基準を満たすことができない場合更新猶予を選択することができます：有効期間満了年の申請期間に更新猶予の申請をし、救急科領域専門医委員会および専門医認定・更新部門委員会で審査／承認された場合 1 年間更新を猶予することができます。猶予期間中も専門医資格を維持できます。この場合通常 5 年の所を 6 年目で更新できることになります。その後は 5 年ごとの更新となります。1 年間更新を猶予しても更新単位を満たせなかった場合には、専門医資格は失効となります。</p>

<p>P9</p> <p>II. 上記 I 以外の理由により規定更新単位を満たせなかった場合。</p> <p>I 以外の何らかの事情のため規定の更新単位を満たせず、専門医資格の更新ができなかった場合には、救急科領域専門医委員会を通して専門医認定・更新部門委員会に理由書を提出し、審査を受けなければなりません。審査において、正当な理由があると認められた場合は失効後 1 年以内に更新基準をみたすことで専門医資格を復活することができます。(失効後復活までの期間は専門医ではありません。)</p>	<p>P9</p> <p>削除</p>
<p>P9</p> <p>過去に学会あるいは機構認定専門医であったが、何らかの理由で資格を失った場合、資格喪失の理由書を添えて資格回復の申請を行い、それが救急科領域専門医委員会で認められ、機構で承認された場合に限り、5 年後に更新基準を満たすことにより資格を回復できます。</p>	<p>P9</p> <p>III. 失効後の再取得</p> <p>過去に学会あるいは機構認定専門医であったが、何らかの理由で資格を失った場合、資格喪失の理由書を添えて資格回復の申請を行い、それが救急科領域専門医委員会で認められ、機構で承認された場合に限り、5 年後に更新基準を満たすことにより資格を回復できます。失効後復活までの期間は専門医とは名乗れません。</p>
<p>P9</p> <p>III. 下記の場合は救急科領域専門医委員会で審査し、機構承認の上資格を剥奪することができます。</p> <p>公序良俗に反する場合</p> <p>正当な理由なく資格更新を行わなかった場合</p> <p>「更新忘れに対する対応」</p> <p>日本専門医機構専門医の更新忘れによる資格喪失を防ぐことが最優先の原則です。</p> <p>機構専門医が、更新を忘れ、資格喪失後 1 年以内にそのことに気づいた場合は理由書を添えて資格喪失時から起算して 1 年間の更新猶予申請を行うことができます。一般に更新猶予の事後申請は受け付けませんが、救急科領域専門医委員会で十分な調査と審議を</p>	<p>P9</p> <p>IV. 下記の場合は救急科領域専門医委員会で審査し、機構承認の上資格を剥奪されることがあります。</p> <p>公序良俗に反する場合</p> <p>正当な理由なく資格更新を行わなかった場合</p> <p>「更新忘れに対する対応」</p> <p>日本専門医機構専門医の更新忘れによる資格喪失を防ぐことが最優先の原則です。</p> <p>専門医が、更新申請を忘れ、専門医資格有効期限(12 月 31 日) までにそのことに気づいた場合は理由書を添えて資格喪失時から起算して 1 年間の更新猶予申請を行うことができます。一般に更新猶予の事後申請は受け付けませんが、救急科領域専門医委員</p>

<p>経、正当な理由があると判断されたもののみ専門医認定・更新部門委員会での審査対象となります。</p> <p>資格喪失後1年を経たものは資格を放棄したものとみなします。ただし、救急科領域専門医委員会での個別の調査と審議を経た上で専門医認定・更新部門委員会で審議し、承認された場合に限り5年後に更新基準を満たすことにより資格を回復できる場合があります。</p>	<p>会で十分な調査と審議を経、正当な理由があると判断されたもののみ専門医認定・更新部門委員会での審査対象となります。申請せず専門医資格有効期間を過ぎた場合は資格を放棄したものとみなします。</p>
--	---